

資料2 事業区域図

資料2-1 倉敷市告示第270号

倉敷市告示第270号

都市計画法第19条第1項の規定により岡山県南広域都市計画火葬場を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

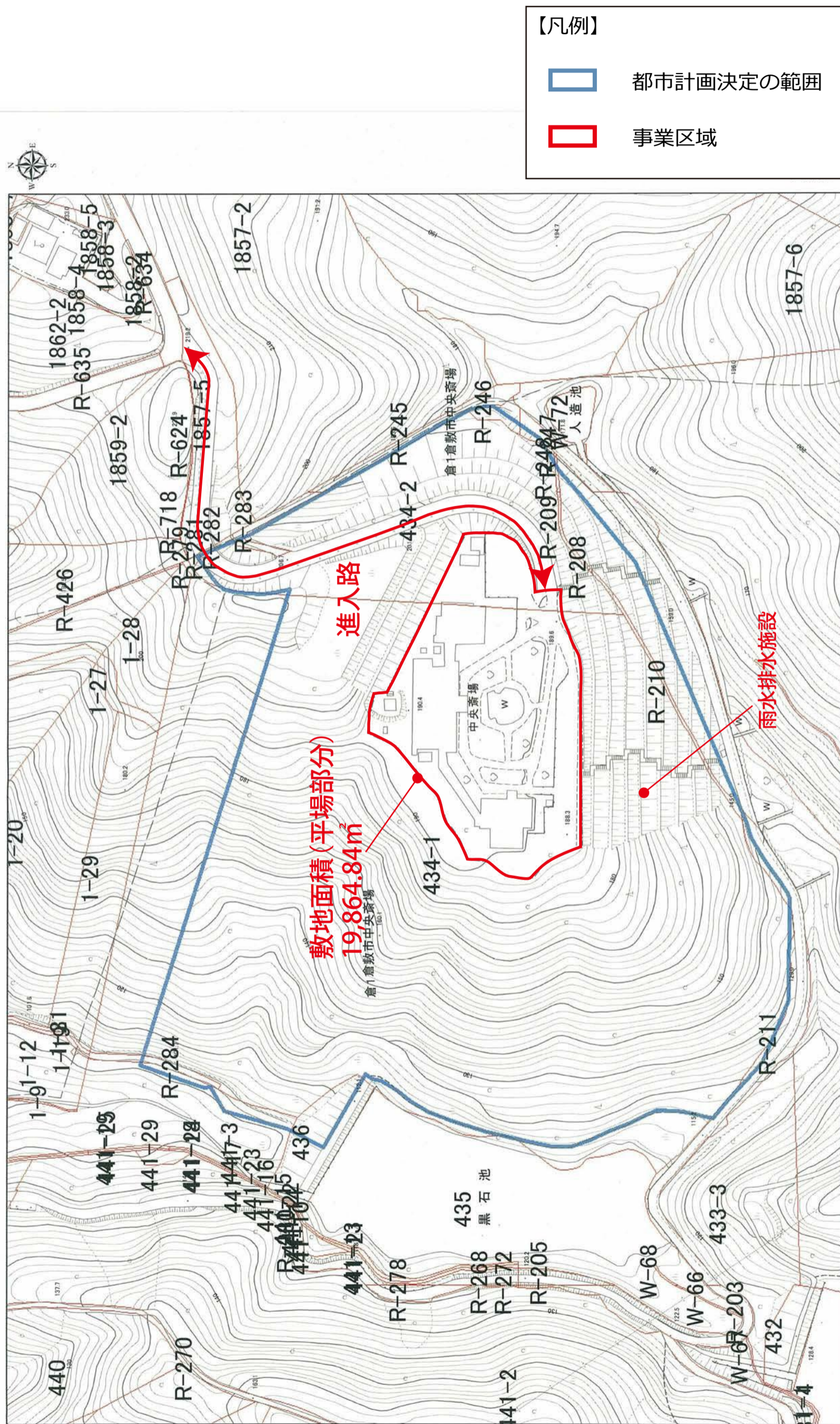
昭和51年10月27日

倉敷市長 大山茂樹

記

決定する都市計画の種類	決定後の都市計画に係る土地の区域	縦覧場所
岡山県南広域都市計画火葬場 1 倉敷市中央斎場	倉敷市福田町福田	倉敷市建設局 都市開発部 都市計画課

資料2-2 事業区域の範囲図



資料2-3 事業区域の除外範囲

【凡例】

- 都市計画決定の範囲
- 事業区域
- 動物炉は既存活用するため、本事業範囲外とする。
- 維持管理業務の一部（除草作業）は引き続き地元業者へ委託する。

